



平成 21 年 2 月 13 日

各 位

会社名 日 東 精 工 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役社長 塩 田 展 康
 (コード番号 5957 東証・大証第1部)
 問合せ先 取締役企画・財務部門担当 今川和則
 (TEL. 0773-42-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 103 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。
- (2) 株主の皆様へのサービス充実の観点から、会社法第 194 条第 1 項に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、第 9 条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 3 月 27 日 (予定)
 定款変更の効力発生予定日 平成 21 年 3 月 27 日 (予定)

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 ～ 第 5 条 (条文省略)	第 1 条 ～ 第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
第 7 条 (株券の発行) 当社は株式に係る株券を発行する。	(削除)
第 8 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000 株とする。	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000 株とする。

現行定款	変更案
<p>② <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第9条 (単元未満株式の買増し) 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>第11条</p>	<p>第11条</p>
<p>～ (条文省略)</p>	<p>～ (現行どおり)</p>
<p>第14条</p>	<p>第14条</p>
<p>第15条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第15条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>第16条</p>	<p>第16条</p>
<p>～ (条文省略)</p>	<p>～ (現行どおり)</p>
<p>第43条</p>	<p>第43条</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新設)</p>	<p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p></p>
<p>(新設)</p>	<p></p>

以上